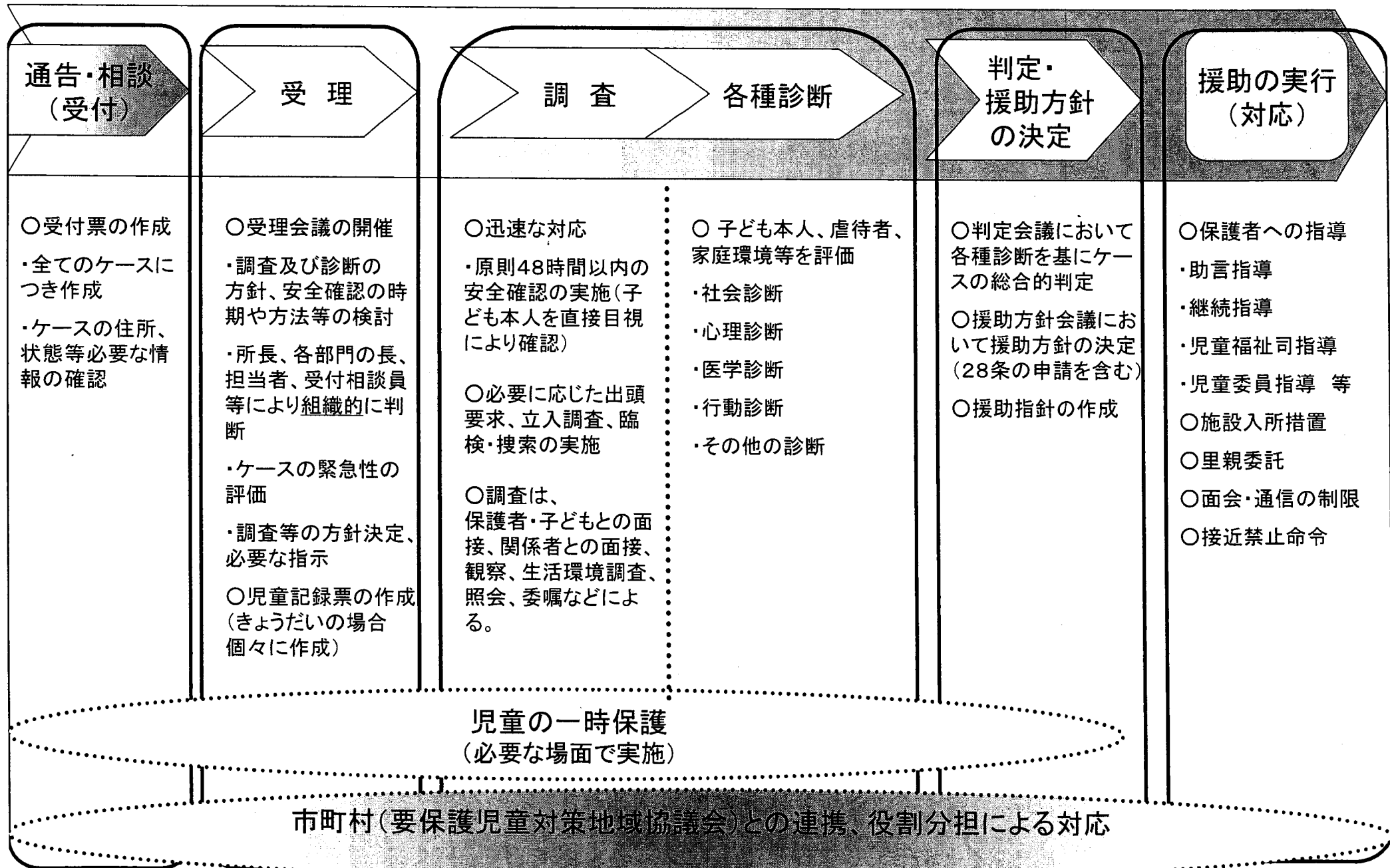
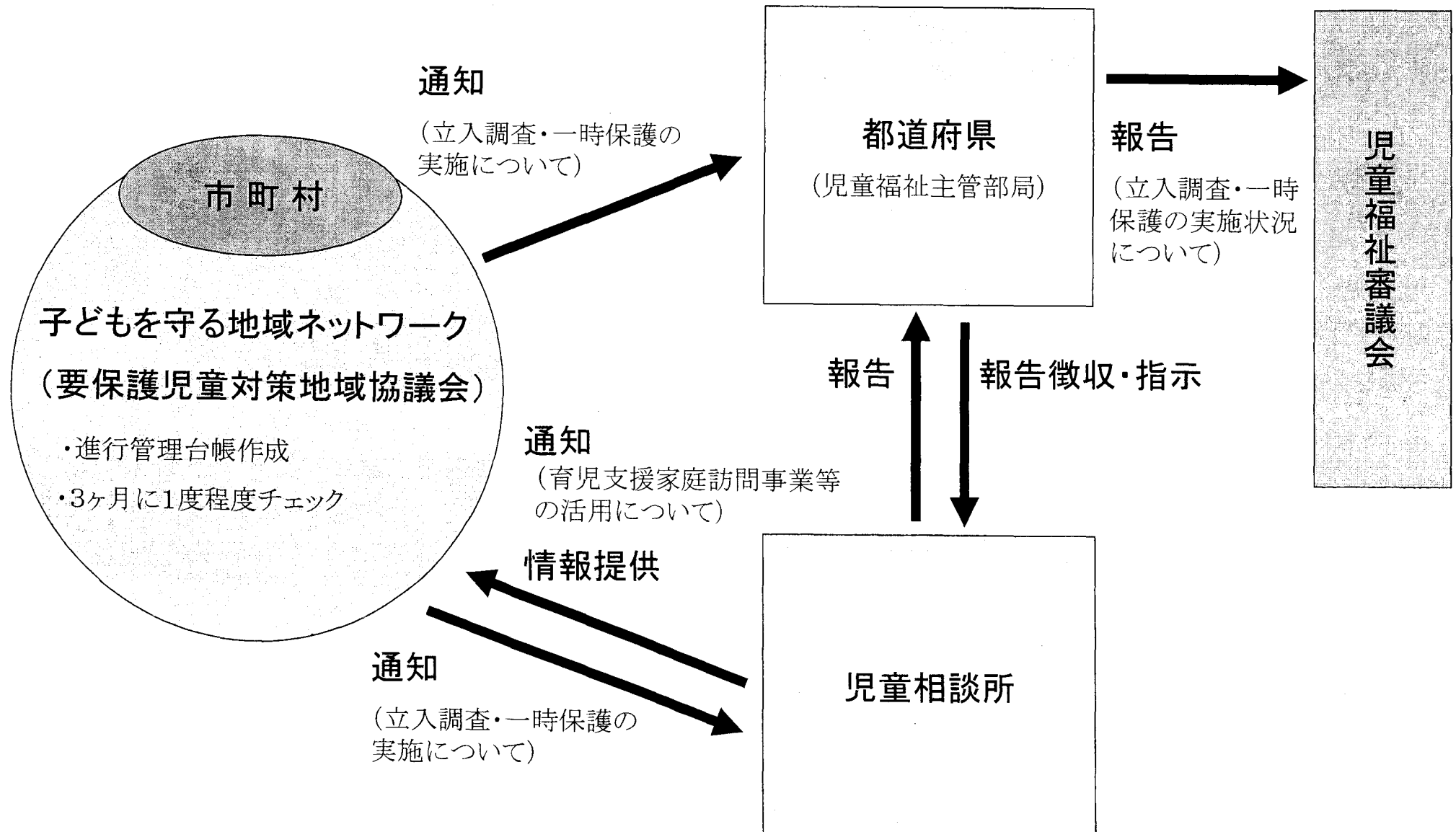


児童相談所における児童虐待ケースへの対応の手順



児童虐待に関する児童相談所と市町村等との連携等について

○児童相談所と市町村等の連携の強化を図るとともに、児童虐待対応に関する都道府県児童福祉主管部局の関与を強化することにより、迅速かつ確実な立入調査・一時保護の実施を確保。



市町村における児童家庭相談体制の状況(都道府県別)

○ 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)又は虐待防止ネットワークの都道府県別設置状況

設置済み 市町村の割合	都道府県数 (構成比)
100%	13 (27.6%)
80%~99%	18 (38.3%)
60%~79%	14 (29.8%)
40%~59%	2 (4.3%)
20%~39%	0 (0.0%)
0%~19%	0 (0.0%)

	要保護児童対策 地域協議会		虐待防止 ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
北海道	118	65.6%	36	20.0%	154	85.6%
青森県	24	60.0%	4	10.0%	28	70.0%
岩手県	33	94.3%	2	5.7%	35	100.0%
宮城県	23	63.9%	11	30.6%	34	94.4%
秋田県	16	64.0%	1	4.0%	17	68.0%
山形県	15	42.9%	19	54.3%	34	97.1%
福島県	25	41.7%	19	31.7%	44	73.3%
茨城県	35	79.5%	3	6.8%	38	86.4%
栃木県	30	96.8%	0	0.0%	30	96.8%
群馬県	13	34.2%	11	28.9%	24	63.2%
埼玉県	65	92.9%	5	7.1%	70	100.0%
千葉県	30	53.6%	24	42.9%	54	96.4%
東京都	39	62.9%	9	14.5%	48	77.4%
神奈川県	32	97.0%	1	3.0%	33	100.0%
新潟県	16	45.7%	9	25.7%	25	71.4%
富山県	12	80.0%	0	0.0%	12	80.0%
石川県	19	100.0%	0	0.0%	19	100.0%
福井県	13	76.5%	4	23.5%	17	100.0%
山梨県	24	85.7%	3	10.7%	27	96.4%
長野県	36	44.4%	13	16.0%	49	60.5%
岐阜県	42	100.0%	0	0.0%	42	100.0%
静岡県	19	45.2%	19	45.2%	38	90.5%
愛知県	62	98.4%	1	1.6%	63	100.0%
三重県	23	79.3%	6	20.7%	29	100.0%

	要保護児童対策 地域協議会		虐待防止 ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
滋賀県	11	42.3%	15	57.7%	26	100.0%
京都府	5	19.2%	13	50.0%	18	69.2%
大阪府	40	93.0%	2	4.7%	42	97.7%
兵庫県	39	95.1%	2	4.9%	41	100.0%
奈良県	19	48.7%	9	23.1%	28	71.8%
和歌山県	18	60.0%	5	16.7%	23	76.7%
鳥取県	15	78.9%	4	21.1%	19	100.0%
島根県	20	95.2%	1	4.8%	21	100.0%
岡山県	21	77.8%	3	11.1%	24	88.9%
広島県	19	82.6%	3	13.0%	22	95.7%
山口県	18	81.8%	0	0.0%	18	81.8%
徳島県	16	66.7%	6	25.0%	22	91.7%
香川県	7	41.2%	7	41.2%	14	82.4%
愛媛県	15	75.0%	1	5.0%	16	80.0%
高知県	12	34.3%	11	31.4%	23	65.7%
福岡県	25	37.9%	13	19.7%	38	57.6%
佐賀県	11	47.8%	4	17.4%	15	65.2%
長崎県	16	69.6%	6	26.1%	22	95.7%
熊本県	33	68.8%	14	29.2%	47	97.9%
大分県	16	88.9%	2	11.1%	18	100.0%
宮崎県	15	50.0%	2	6.7%	17	56.7%
鹿児島県	22	44.9%	9	18.4%	31	63.3%
沖縄県	16	39.0%	11	26.8%	27	65.9%
全 国	1,193	65.3%	343	18.8%	1,536	84.1%

※ 平成19年4月1日現在

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（概要抜粋）

社会保障審議会児童部会
児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会
第4次報告（平成20年3月27日）

検証方法

- 平成18年中に子ども虐待による死亡事例として把握された100例（126人）について、心中以外の事例52例（61人）、心中事例48例（65人）それぞれについて分析。

結 果

1 年齢

- 心中以外の事例では、0歳が最も多く、約3割となっている。

2 妊娠期の問題

- 心中以外の事例の妊娠期の問題について、母子健康手帳未発行、望まない妊娠/計画していない妊娠、妊婦健診未受診の3つのいずれかがあった子どもは26.2%（16人）。

3 地域社会との接触

- 心中以外の事例では、地域社会との接触がほとんどないもしくは乏しいと考えられる家庭の割合が高く、73. 1%(19例)となっていた(心中事例では35. 3%:6例)。

4 関係機関の関与

① 児童相談所の関与

- 心中以外の事例に関し、児童相談所の関与している割合は、23. 1%(12例)となっている。また、児童相談所の関与事例のうち、6例は児童相談所として虐待とは判断せず、リスク判定の見直しを行わなかったものが9例あった。

② 児童相談所以外の関係機関の関与

- 心中以外の事例に関し、関係機関との接点があったが家庭への支援の必要性はないと判断していた事例は、46. 2%(24例)となっている。

※心中事例

- 心中による事例は、前年に比して29例(35人)の増加であった。地方公共団体において、検証事例として国に報告すべきものとの認識が高まり、報告が徹底されるようになったためとも考えられるため、単に実際の事例数が増加しているとは言い切れない。

報告事例により明らかとなった課題に対する提言

提言1 関係機関の連携

- 関係機関は、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を活用し、他の関係機関と情報共有を図り連携した対応を検討することを徹底すべき。
- 婦人相談所は、子どもが乳幼児であって母親に精神障害があるようなハイリスクのケースについて、その一時保護所から退所する際、それらの者が居住する市町村に情報提供すべき。
- 市町村は、家庭が転居した場合の対応を含め、乳幼児健診未受診者の把握等を徹底すべき。

提言2 通告・相談体制に関する課題

- 児童相談所における夜間・休日の相談体制について、早急に調査、把握した上で、適切に事例に対応することのできる体制を構築する必要がある。

提言3 アセスメントに関する課題

- 児童相談所は、下記のような状況がある場合には、子どもの生命のリスクが極めて高いことを認識し、アセスメントを行った上で対応することを徹底すべき。
 - ・保護者自ら「子どもを預かって欲しい」などの訴えがある場合
 - ・「子どもの首を絞めてしまった」などの内容が含まれる場合
 - ・それまで支援を求めていた保護者が一転して支援を拒否するなどの変化が見られた場合
- 児童相談所は、家族全体のアセスメントを実施すること、及び虐待が疑われるケースについてきょうだいの安全確認を行うことを徹底すべき。

提言4 虐待者への対応に関する課題

- 児童相談所は、虐待対応において虐待者本人への介入及び支援なしに状況の改善はあり得ないことを十分認識し、虐待通告・相談があった場合、必ず虐待者本人との面接を行った上で指導及び援助を実施するよう周知徹底すべき。

提言5 施設入所措置解除後の対応に関する課題

- 例えば、生後すぐから長期間施設に入所している子どもを措置解除するに当たっては、下記を行うことを条件とすべき。
 - ・保護者の養育能力についてアセスメントを行うこと
 - ・親子の愛着形成のための長期的支援を検討すること
 - ・子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の対象ケースとすること
 - ・措置解除の前に支援体制を整えた上で一時帰宅を実施すること

提言6 残されたきょうだいへの対応に関する課題

- 虐待により子どもが死亡し、その家庭に死亡した子どもの他に残されたきょうだいがいる場合には、児童相談所及び市町村はそのきょうだいについて児童記録表を作成し、定期的に安全確認及びアセスメントを行うべき。

提言7 地方公共団体における検証に関する課題

- 改正児童虐待防止法の施行により、地方公共団体における重大事例の検証の責務が規定されることから、本専門委員会が第3次報告で示した「地方公共団体における子ども虐待による死亡事例等の検証について」を参考に、地方公共団体は第三者による客観的かつ詳細な検証が実施できる体制を早急に整えることとすべき。

児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の検証作業を行うことにより、児童虐待防止対策が進展することを期待し、基本的な考え方や検証の進め方を内容とする「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」(雇児総発第0314002号平成20年3月14日)を発出した。

まとめ

- 本検証委員会において、これまで平成15年7月～平成18年12月までの247例(295人)の死亡事例を検証してきた。しかしながら、これまで本検証委員会において具体的な改善策も含め提言したことが活かされず、同様の事態が生じていることは誠に残念である。全ての地方公共団体が本検証結果にも留意して虐待対策に取り組むべきである。

また、国においても、本検証委員会の報告を広く地方公共団体に周知するとともに、具体的改善策の実施状況の把握に努め、虐待防止対策の改善を図るべきである。

平成18年1月～平成18年12月までの死亡事例(心中以外61人)における属性

年齢構成

年齢	0		1	2	3	4	5	6才 以上	合計
		4か月 未満							
人数	20	11	7	5	13	7	2	7	61
割合(%)	32.8	18.0	11.5	8.2	21.3	11.5	3.3	11.5	100.0

主たる加害者

	実母	実父	養父等*	その他	合計
人数	29	5	6	21	61
割合(%)	47.5	8.2	9.8	34.4	100.0

虐待の種類

	身体的虐待	ネグレクト	不明	合計
人数	35	23	3	61
割合(%)	57.4	37.7	4.9	100.0

*継父、母の交際相手

家族形態

	実父母	一人親・未婚	内縁関係	子連れ再婚	養父母	その他	合計
事例数	24	13	7	2	1	5	52
割合(%)	46.2	25.0	13.5	3.8	1.9	9.6	100.0

地域社会との接触

	ほとんどない	乏しい	普通	活発	不明	合計
事例数	11	8	7	0	26	52
割合(%)	42.3	30.8	26.9	0.0	50.0	100.0

いま、何をすべきか

○ 発生予防

- ⇒ 虐待に至る前に防ぐ(気になるレベルで迅速に対応)、育児の孤立化の防止が重要
- ・ 生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
 - ・ 集いの場(地域子育て支援拠点)をつくる

○ 早期発見・早期対応

- ⇒ 後手にまわれば虐待死のおそれ、
早期介入は虐待による子どもへの悪影響を回避
- ・ 抱え込まずに早く知らせる(通告)
 - ・ 自治体(児童相談所)が迅速に動く(立入調査・一時保護)

○ 子どもの保護や支援、そして保護者の支援

- ⇒ 親子分離した後の子どものケア、親子再統合に向けた保護者への支援
- ・ 家庭的な養育環境
 - ・ 施設での適切なケア
 - ・ 自立の支援

生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)【実施主体:市区町村】

生後4か月までの全戸訪問

訪問内容

- ・ 子育て支援の情報提供
- ・ 母親の不安や悩みに耳を傾ける
- ・ 養育環境の把握



家庭訪問者

保健師・助産師・看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、人材発掘・研修を行い、幅広く登用

ケース対応会議

育児支援家庭訪問事業

全戸訪問の結果に基づき、必要に応じケース対応会議を行うとともに、要支援家庭に対する訪問指導を行う。

子どもを守る地域ネットワーク
(要保護児童対策地域協議会)

ポピュレーションアプローチ

ハイリスクアプローチ